

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年1月18日（平成30年（行情）諮問第30号）

答申日：平成31年3月13日（平成30年度（行情）答申第485号）

事件名：特定職員が特定訴訟証人尋問で事実と異なる証言をした理由が分かる
文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月31日付け防官文第12114号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定・全部開示決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

特定職員Aは、特定職員Bが自殺した日（特定年月日1）、特定職員Bと親しかった特定職員Cから事情を聞いたが、その際①特定職員Bから特定職員Dから恐喝された具体的金額（特定金額）を聞いていた。そして、②聞き取った内容を2つの文書で特定職員Eに報告した。

しかし、特定職員Aは、特定訴訟における証言で、①具体的な金額は聞いていない、②口頭で報告した、と偽証した。

それには理由があるはずである。

（2）意見書

ア 「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日 情報公開に関する連絡会議申合せ）違反について

同申合わせによれば、諮問は不服申立てから原則として30日以内、遅くとも90日以内に行うこととされているが、本件は不服申立てから諮問まで数年を要している。しかも同申合せによれば、30日を超えることが許されるのは「改めて調査・検討等を行う必要がある場合である。本件においては、30日はおろか、90日を数年も超過しているからには、諮問庁・処分庁はさぞかし詳細な「調査・検討等」を行ったのかと思いきや、「理由説明書」を読む限り、

ほぼ原処分における主張を繰り返したただけである。このように、同申合せに定められた期限を漫然と超過するようなことは許されるべきでない。いずれにせよ、90日を数年も超過するのは、常軌を逸している。

なお、別紙（省略）によれば、諮問庁・処分庁においては、本件以外にも同申合せの期限を超過した文書が大量に存在するようであるが、平成28年度に不服申立ての件数が前年度の4倍になったので、平成28年度以降は、不服申立てから諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。さらには、平成27年度以前の不服申立てについても、諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。これだけでも諮問庁・処分庁の情報公開請求に係る不服申立てに対する考え方に首をかしげざるを得ないが、そもそも不服申立てが増加したのは、給油量取り違え隠蔽事件、たちかぜアンケート事件・南スーダン日報事件等により、諮問庁・処分庁の情報公開事務の適正性に疑問が生じたからであろう。それを逆手にとって不服申立てから諮問までの遅延を正当化するのは、「焼け太り」のようなものでありおかしい。

審査会におかれては、かかる諮問庁・処分庁の考え方が妥当かどうか検討し、要すれば諮問庁・処分庁を指導してもらえれば幸いである。

イ 近日中に「追加意見書」を提出する。

諮問庁・処分庁は、不服申立て事案を前記申合せに違反し数年も抱え込んだ挙げ句、一挙に諮問してきた。本来であれば、不服申立人は3週間程度で意見書を提出しなければならないところであるが、とても間に合わない。更にいえば、諮問庁・処分庁が数年も準備して諮問したのに対し、不服申立人は3週間程度で反論せよというのは、不公平である。したがって、まず、本日必要最小限の内容を記した意見書を提出した上で、近日中に追加意見書を提出することとしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、開示請求に該当する行政文書を探索したが、保有を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき、原処分を行ったところ、異議申立てが提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、海上幕僚監部（以下「海幕」という。）及び

横須賀地方総監部（以下「横監」という。）の関係部署において、机、書庫及びパソコンを探索したが、保有を確認することができず、関係職員にも聞き取りを行ったが、その作成及び取得を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。また、本件異議申立てを受け、念のため、海幕及び横監の関係部署において改めて行った探索においても、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、特定職員Aが「特定」訴訟における証言で①特定職員Bが特定職員Dから恐喝された具体的な金額は聞いていない②聞き取った内容を2つの文書で特定職員Eに報告したと偽証したのには理由があるはずであると主張し、「処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定」を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書については、関係職員からの聞き取りも含め所要の探索を行ったにもかかわらずその存在を確認できなかったことから不開示としたものであり、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月6日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成31年2月27日 審議
- ⑤ 同年3月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

異議申立人は、原処分の取消し、文書の再特定及び全部開示決定を求める旨主張するが、異議申立書の内容に鑑みれば、具体的には、本件対象文書の保有の有無を争うものと解される（なお、異議申立人は、上記第2の2（2）イのとおり、当審査会に対し、近日中に追加意見書を提示する旨主張するが、その後1年以上経過した時点においても、当該追加意見書の提示はなされていない。）。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

（1）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

イ 本件開示請求文言は、特定年に特定護衛艦で発生した自殺事案に関する民事訴訟における証人尋問において特定職員Aが行ったとする別紙の①及び②の供述内容が、事実と異なる証言であるとして、当該供述をした理由が分かる文書について開示を求める趣旨であると解した。

ウ 特定職員Aが供述を行ったのは、特定年月日2を期日とする当該民事訴訟の口頭弁論においてであり、当該口頭弁論において特定職員Aが行った供述の内容は、防衛省において保有している「証人等調書」（特定年月日2）（以下「調書」という。）に全て記載されていることから、本件開示請求を受け、処分庁において調書を確認したところ、別紙の①及び②に相当する記載があることを確認した。

エ 上記イ及びウを踏まえ、本件開示請求については、特定職員Aが、特定年月日2の口頭弁論において行った別紙の①及び②に相当する供述内容が、事実と異なる内容の供述であること及び当該供述を行った理由が記載された文書の開示を求めるものと解した。

オ 上記エを踏まえ、（i）特定職員Aが行った別紙の①及び②に相当する供述内容は、事実とは異なること及び（ii）同人が当該供述を行った理由が記載されている文書について探索を行ったが、その存在を確認することはできなかった。

カ なお、調書には、特定職員Aの供述内容のみが記載されており、別紙の①及び②に相当する供述が事実と異なること及びかかる供述を行った理由の記載は確認できず、本件対象文書には該当しないと考えられたため、特定しなかった。

キ 本件異議申立てを受け、改めて、関係部署の机、書庫及びパソコンを探索するとともに、関係職員にも聞き取りを行ったが、本件対象文書に該当する文書の保有を確認することはできなかった。

（2）諮問庁から、調書の提示を受け確認したところ、その内容は上記ウ及びカのとおりであり、本件対象文書を保有していないとする上記（1）の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約2年3か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立てにおける処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不

開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

特定職員 A が、特定訴訟証人尋問で、なぜ以下のような、事実と異なる証言をしたかがわかる文書。

- ① 自殺した特定職員 B の友人から、特定職員 B が特定職員 D から恐喝されていた具体的な金額や、特定職員 B が自殺をほのめかすようなことを言っていたという話は聞かなかった。
- ② ①の聞き取りについて、特定職員 E へは口頭で報告し、文書は渡さなかった。